

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年8月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	天理市
4. 届出番号	18
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kurasibunkabu/shiminka/mainanbaa/1499050384590.html

執行機関名 天理市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童等に対する特殊寝台等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第7の項の小児慢性特定疾病児童等に対する特殊寝台等の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第百二十三号)第1条	天理市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の3第3項に基づき小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定を受けて在宅で療養する児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することについて必要な事項を定め、もって日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		天理市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	天理市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 第4条・第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児慢性特定疾患児童等に対する特殊寝台等の日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ハ	天理市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第3条2項第2号・5条1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報